

茨城県中央環境衛生組合職員服務規程

令和6年4月1日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 茨城県中央環境衛生組合における一般職の職員（以下「職員」という。）の服務については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(職員の服務)

第2条 職員の服務については、茨城町職員服務規程（平成6年茨城町訓令第2号）の例による。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。